

## [事案 2019-318] 契約解除無効等請求

・令和2年10月22日 和解成立

### <事案の概要>

告知時、募集人から不告知教唆を受けたこと等を理由に、告知義務違反による解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

心身症により入院したため、平成30年3月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、解除を無効とし、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)募集人から、告知書には言う通りのところに丸印をつけてほしいと言われたので、言われた通りにした。
- (2)募集人に、昔から主治医の指示で色々な薬を飲んでいるので、保険に入るのは無理だと思うこと、主治医に診察してもらって契約できると言われたら保険に入ることを伝えたとこ、車で40分もかかる病院に連れていかれて検診を受けさせられた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知サポート資料を使用して、告知について説明し、告知書の質問事項を読み上げて、申立人が告知書に記入した。
- (2)募集人は、告知に際して、申立人から既往症として子宮筋腫と高血圧については聞いたが、糖尿病や睡眠薬の服用などについては聞いていない。
- (3)告知時の検診に別の病院を利用したのは、募集人のなじみが深かったからである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の事情を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆があったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は、嘱託医による診査が必要であったが、申立人は、主治医であり、自宅から300メートルほどの距離にある嘱託医による診査を希望したにもかかわらず、募集人は、その申し出を拒み、車で数十分ほどかかる別の嘱託医での診査を受けることを勧めた。この理由について、事情聴取において募集人に訊ねたものの、十分に納得のいく説明はなかった。
- (2)主治医は、解除の原因となった病気（糖尿病）を含めて、申立人の健康状態と治療経過を知る立場にあったので、同医師による診査を受けていれば、その過程で糖尿病が告知されていないことが判明した可能性がある。